

金沢大学は、平成 14 年 10 月 10 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号、以下「PF法」とら)第 5 条第 3 項の規定により金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業に関する実施方針を公表した。

今般、同法第6条の規定に基づき、金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

平成 15年 1月 21日

金沢大学長 林 勇二郎

特定事業の選定について

1. 事業概要

金沢大学(角間)附属図書館等棟施設整備事業(以下「本事業」とら)は、PF法に基づき、選定事業者が新たに金沢大学(角間)附属図書館等棟を設計・建設し、維持管理業務等を遂行することを事業の範囲とする。選定事業者の業務範囲を超える運營業務については、金沢大学(以下「大学」とら)が行う。

(1) 施設整備概要

計画地 石川県金沢市角間町

整備内容

ア. 施設内容 : 自然科学系図書館、総合教育研究施設(会議室、ロビー)、福利施設(学生食堂、特別食堂、購買等)を1棟とした複合施設

イ. 施設規模 : 延床面積 9,330 m²程度

ウ. 敷地面積 : 527,186.07 m² (うち本事業建設予定地 約7,460 m²)

エ. 用途地域等 : 第1種中高層住居専用地域

高度地区 指定なし

防火・準防火 指定なし

日影規制 4時間・2.5時間

風致地区(第5種)

オ. 形態規制 : 建ぺい率 40%

容積率 200%

(2) 事業内容

対象となる事業の範囲は、次のとおりとする。

金沢大学(角間)附属図書館等棟の設計及び建設

- ・金沢大学(角間)附属図書館等棟及びこれに附帯する工作物その他施設(以下「本施設」という。)に係る設計(基本設計・実施設計)業務
- ・本施設に係る建設業務
- ・基礎等設計のための土質調査業務
- ・工事監理業務
- ・本施設の建設に伴う各種申請等の業務
- その他これらを実施する上で必要な関連業務

金沢大学（角間 ）附属図書館等棟の運営及び維持管理

- ・本施設に係る維持管理業務
- ・清掃業務
- ・昇降機設備保守点検業務
- ・消防用設備保守点検業務
- ・空調・給水設備保守点検業務
- ・受変電設備・電力・通信設備保守点検業務
- ・建物（構造・仕上）保守点検業務
- ・環境測定業務
- ・外構保守点検業務
- ・家用電気工作物を設置する場合は、当該施設の保安業務
- ・福利施設の一部（特別食堂）の運営

（ 3 ）事業方式

本事業は、PF法に基づき、選定事業者が当該施設を設計・建設した後、大学に所有権を移転し、事業期間中に係る維持管理業務を遂行する方式（BTO Build, Transfer, Operate）により実施する。

本事業は、金沢大学（角間 ）附属図書館等棟の建設及び維持管理サービスに係る対価として大学が選定事業者へ費用を支払うものであり、事業期間は契約締結日から平成30年3月までの期間である。

2. 大学が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

(1) コスト算出による定量的評価

算出にあたっての前提条件

本事業において、大学が自ら実施する場合の大学の財政負担額とPFI方式により実施する場合の大学の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、大学が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

	大学が自ら実施する場合	PFI方式により実施する場合
算定対象とする経費の 主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> 開業費 ・人件費 ・地盤調査費 ・設計監理費 建設費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・外構工事費 維持管理費 ・施設保守管理 ・清掃 修繕費 	<ul style="list-style-type: none"> 開業費 ・人件費 ・地盤調査費 ・設計監理費 建設費 ・建築工事費 ・設備工事費 ・外構工事費 維持管理費 ・施設保守管理 ・清掃 修繕費 租税公課 モニタリング費 等
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・設計・建設期間 平成15年7月～平成17年2月 ・維持管理期間 平成17年4月～平成30年3月 ・施設規模 延床面積 9,330㎡程度 ・インフレ率 0% ・割引率 4% 	
設計・建設・維持管理に 関する費用の算出根拠	国立大学等における類似施設の実績及び近年の物価水準等並びに参考見積り等に基づき算定	設計・建設・維持管理の一括発注による効率化がはかられ、また性能発注によって選定事業者の創意工夫が発揮されることによるコスト縮減を想定
資金調達に関する事項	・一般財源	<ul style="list-style-type: none"> ・自己資金 ・市中銀行借入

算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、大学が自ら実施する場合の大学の財政負担額とPF方式により実施する場合の大学の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

この結果、本事業を大学が自ら実施する場合に比べ、PF方式により実施する場合は、事業期間中の大学の財政負担額が約6.3%削減されるものと見込まれる。

(2) PFI方式により実施することの定性的評価

本事業においてPF方式を用いた場合、大学の財政の効率的使用(VFM)の達成によるコスト削減の可能性といった定量的な効果に加え、以下のような定性的な効果が期待できる。

効率的な維持管理の実施

本事業はPF方式を用いることにより、設計・建設・維持管理業務までを一括して選定事業者任せのため、各業務毎に発注する場合と比較して効率化がはかられ、結果かかる費用の最小化を視野に入れた整備が可能になる。また、併せて選定事業者の創意工夫が発揮されるものとして期待できる。

施設利用環境の向上

PF方式によるサービスの提供は、設計・建設から維持管理までの一貫した体制の採用によって、施設の利用しやすさや機能性の向上が期待できる。また、維持管理業務においては一層の専門性を確保し、選定事業者のノウハウが十分に発揮され、最適なサービスの提供が期待できる。

リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を大学及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

財政支出の平準化

大学が自ら実施した場合、短期間に初期投資費用を予算計上することとなるのに対し、PF方式で行う場合、サービスの対価として毎年一定額を支払うことから、財政支出を平準化することが可能になる。

(3) 総合的評価

本事業は、PF方式にて実施することにより、大学が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約6.3%の財政負担額の削減率が達成されることが見込まれる。また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここにPF法第6条に基づき特定事業として選定する。

以上